

## 三井ハイテックグループ 人権方針

株式会社三井ハイテックおよびそのグループ会社（以下、当社グループ）は、行動指針「王道を歩む」のもと、企業としての人権尊重責任を果たします。そのために「三井ハイテックグループ人権方針」（以下、本方針）を定め、国際的に認められた人権を尊重する経営や行動に努めます。

### [適用範囲]

- 本方針は、当社グループの役員・従業員に適用します。
- 本方針を実践していくためには、当社グループの取引先を含むステークホルダーの協力が不可欠です。ステークホルダーの皆様にも、本方針を理解いただき、人権を尊重いただくことを期待します。

### [国際的に認められた人権の尊重]

- 当社グループは、国連「世界人権宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」などの国際規範を支持し、国際的に認められた人権を尊重します。
- 当社グループは、事業活動を行う国や地域の人権に関する法令を遵守します。ある国の法令によって国際的に認められた人権が適切に保護されていない場合、当社グループは国際的に認められた人権を可能な限り最大限尊重する方法を追求します。

### [当社グループにおける人権尊重]

- 当社グループは、人種、肌の色、国籍、民族、出身、思想、信条、宗教、性別、年齢、障がいの有無、性自認や性的指向、または社会的身分などを理由として差別的な取扱いを行いません。基本的人権を尊重し、職場における様々な差別やハラスメントを容認しません。
- 当社グループは、多様な価値観を持った人材の採用と育成によって、環境の変化に強い企業体質を構築します。
- 当社グループは、人身売買を含む奴隷労働や強制労働、児童労働を決して認めず、これに関与しません。また、当社グループの従業員は、関係法令、関係規則、および契約上の合意に基づき、適正な通知をもって、自由に離職することができ、雇用の条件として、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引き渡しや手数料を求めることはありません。また、労働条件等は社員が内容を理解できる言語で書面をもって通知するように努めます。
- 当社グループは、賃金や労働時間管理に関する国際規範及び関係法令を遵守するとともに、従業員一人あたりの仕事の付加価値を高め、労働生産性の向上と企業の成長につなげます。
- 当社グループは、労働安全衛生に関する国際規範及び関係法令を遵守して労働災害を防止するとともに、従業員の健康の保持・増進に配慮した働きやすい職場環境を整備します。
- 当社グループは、従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。労働組合や従業員代表とは、相互の立場を尊重して誠実で建設的な話し合いを行います。また、労働組合運営への介入は行わず、財政的あるいは人材による援助などは提供しません。

[責任ある調達]

- 当社グループは、調達にあたっては、調達基本方針および調達基準にのっとり、サプライヤーが法令および国際規範を遵守し、人権を尊重していることを重視します。

[人権尊重への取組み]

- 当社グループは、当社グループが関与している、または関与し得る人権への負の影響を特定し、評価します。当社グループが引き起こし、または助長している人権への負の影響については、これを防止・軽減するための取組みを実施します。
- 当社グループは、本方針が役員・従業員に定着して効果的に実施されるよう、適切な教育や研修を実施します。
- 当社グループは、役員・従業員による人権侵害を含むコンプライアンス違反を早期に発見して是正するため、当社グループの役員・従業員およびサプライヤーの皆様からの相談窓口を整備・運用します。

2026年3月1日制定